

社会福祉法人 さつき会
理事及び監事報酬及び費用弁償規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人定款第22条に規定する理事及び監事に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 理事及び監事に対する報酬は1回あたり5,000円を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 その他法人の業務を行うために旅行した場合は、費用を弁償する。
費用弁償として職員旅費規程を参考に時間にかかわらず、1日当たり1,500円を支給する。

(費用弁償の方法)

第4条 費用弁償の方法については、随時支給するものとする。

(調 整)

第5条 理事及び監事が、定時評議委員会と同じ日に開催される理事会に出席した場合は、第2条に規定する報酬の額は1回分のみの支給とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 さつき会

評議員報酬及び費用弁償規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人定款第8条に規定する評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員に対する報酬は1回あたり5,000円を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 その他法人の業務を行うために旅行した場合は、費用を弁償する。

費用弁償として職員旅費規程を参考に時間にかかわらず、1日当たり1,500円を支給する。

(費用弁償の方法)

第4条 費用弁償の方法については、随時支給するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。